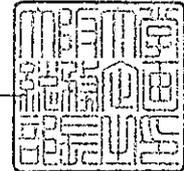




平成23年12月 7日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 岡本真理 殿

国立大学法人大阪大学
総務企画部長 中村 信



平成23年12月2日付け申入れ（同6日受領）に対する回答

まず、標記文書中、本学の賞与の支給割合が国家公務員と比して低くなるかのような記載がありますが、これはまったくの誤解です。

というのも、例年、人事院勧告に記載されている賞与の支給割合は、成績優秀者への勤勉手当の査定原資（各期0.03月分）を含んだ支給割合を表記することを常としています（つまり、成績良好（標準）者への支給割合として示したものではない。）。他方、本学では、これを正確にお示しする主旨で、業績手当の成績区分に応じた成績率を明示するとともに、支給割合については、成績良好（標準）者への支給割合を記載しているものであり、これらは表記上の差異にすぎません。なお、この方針は、法人化後8年間（旧大阪外国語大学との統合後4年間）変更しておらず、今回これを改めたものでもありません。

なお、教職員給与規程等にも定めているように、本学の教職員に支給される賞与の額については「その期ごとに決定する」ものとされており、国家公務員への支給額を常に保障することまでは大学としてお約束しておりませんので、その旨ご留意ください。

次に、標記文書には、今期の賞与の支給割合決定にあたり、大学が「労働組合に対して事前の意見を求めることもなく『決まったこととして公表する』という驕った姿勢」をとっているとの記載もありますが、これもまた、貴組合の誤解であるといえます。

大学は、貴組合を含む各労働組合との間で、事前協議約款等の類は締結しておりませんので、労働組合に対してのみ事前に通ずるという方法はとっておりませんが、賞与の支給等については、全教職員がその内容を知り得るような形で大学の考える案をお示した後、労働組合から交渉要求があれば、これに誠実に対応する姿勢を一貫してとっております。

今回も、従前どおりこの方針に従い、11月14日付けで「賞与の支給基準（案）」を提示し、その後2週間を置き、交渉要求があった場合に備えたものの、そうした要求はなかったため、学内の合意を経て、11月29日付けで「賞与の支給基準」を正式決定した旨周知したというものです。

このような事情から、今回の賞与の支給基準決定について、非難されるべき問題があったとは考えておりません。

以上、お含みの上、ご理解とご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

以 上